金銭消費貸借契約書（家族間）

令和　年　月　日　締結

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）は、金銭の消費貸借に関し以下の通り契約を締結する。本契約書は親子・兄弟姉妹・夫婦・親族間など、家族間の金銭の貸し借りを、贈与ではなく貸借であることが後から確かめられる形で残すためのものである（参考：国税庁タックスアンサー No.4420「親から金銭を借りた場合」。根拠法令等は相続税法９条・相続税法基本通達 9-10）。

第１条（貸付金額）

甲は乙に対し、金　　円を貸し付け、乙はこれを借り受けた。本貸付は乙の生活費・教育資金・住宅取得資金等の用途に充てられるものであり、甲乙は、本契約が贈与ではなく金銭の貸借であることを明らかにするため、以下の各条項を遵守する。

第２条（貸付実行日と方法）

貸付実行日は令和　年　月　日とし、甲は同日、乙名義の金融機関口座（　　銀行　　支店　普通　　）に振込送金する。現金手渡しはせず、振込の記録を貸付の証拠として残す。

第３条（返済期限）

乙は甲に対し、令和　年　月　日までに元金および利息全額を返済する。返済期間は貸付実行日から起算し　　年とする。

第４条（利率）

本貸付の利率は年　　％（年 365 日の日割計算）とする。無利息とする場合は「無利息とする」と記載する。なお、国税庁タックスアンサー No.4420 は、親子などの間の借入金が無利子などの場合には利子に相当する金額の利益を受けたものとして、その利益相当額は、贈与として取り扱われる場合があるとしている。

第５条（返済方法）

乙は元利均等返済方式（または元金均等返済方式）により、毎月　　日限り、金　　円を甲名義の金融機関口座（銀行　　支店　普通　　）に振込送金する方法により返済する。返済記録は通帳または振込明細書をもって保管する。

第６条（期限前弁済）

乙は、いつでも本貸付金の全部または一部を期限前に弁済することができる。期限前弁済の場合、弁済日までの経過利息を清算するものとし、違約金等は徴収しない。

第７条（利息の計算）

利息は元金残高に対し第４条の利率により日割計算する。１ヶ月未満の利息は日割とし、１円未満の端数は切り捨てとする。

第８条（遅延損害金）

乙が返済を怠ったときは、当該遅延金額に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年　　％の割合による遅延損害金を支払う。

第 9 条（期限の利益喪失）

乙が以下のいずれかに該当した場合、甲の通知催告を要せず当然に期限の利益を失い、乙は直ちに残元金および未払利息を一括返済する。①返済を 1 回でも怠ったとき　②差押・仮差押・仮処分を受けたとき　③破産・民事再生等の申立てをしたとき　④本契約に違反したとき　⑤住所変更を甲に通知しなかったとき

第 10 条（連帯保証人）

乙の本契約上の一切の債務を担保するため、丙（連帯保証人）は乙と連帯して履行の責を負う。丙は催告の抗弁権・検索の抗弁権・分別の利益を放棄する。保証契約は書面でしなければ効力を生じない（民法 446 条 2 項）。丙の保証の上限（極度額）を定める場合は金　　円とする（本契約のように金額が特定した借入れの保証では、極度額の定めは法律上の要件ではない。極度額を定めなければ効力を生じないのは、一定の範囲に属する不特定の債務を個人が保証する根保証＝民法 465 条の 2 第 2 項）。

第 11 条（担保提供）

乙は甲に対し、本貸付金の担保として以下の物件を提供することができる。①不動産抵当権設定　②有価証券質入れ　③その他甲乙協議のうえ定める。担保提供がない場合は無担保とする。

第 12 条（使途）

本貸付金の使途は以下に限定する。①住宅取得・増改築資金　②教育資金　③医療費　④事業資金（乙の事業のための借入れを個人が保証するときは、契約の前 1 か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、保証契約は効力を生じない＝民法 465 条の 6 第 1 項。例外は同法 465 条の 9）　⑤生活費　⑥その他甲乙協議のうえ定めるもの。使途違反が判明した場合、甲は期限の利益喪失を主張できる。

第 13 条（通知義務）

乙は、住所・氏名・電話番号・勤務先・金融機関口座等の変更があった場合、速やかに甲に書面で通知する。通知を怠ったことにより生じた損害は乙の責任とする。

第 14 条（貸借であることの記録）

甲乙は、本契約が贈与ではなく貸借であることを後から確かめられるよう、次の措置をとる。①本契約書を作成し、公正証書にするかを検討する　②貸付・返済を金融機関の振込で行い、記録を残す　③乙の返済能力に応じた返済額・返済期間とし、約定どおりに返済する

第 15 条（公正証書化）

甲乙は、本契約の効力を確実にするため、本契約書を公証役場において公正証書化することを検討する。公正証書化により執行認諾文言を付すことで、債務不履行時に訴訟手続を経ずに強制執行が可能となる。費用は折半とする。

第 16 条（収入印紙）

本契約書には貸付金額に応じた収入印紙を貼付し、消印する。印紙税額（印紙税法 別表第一 第 1 号の 3）：1 万円未満：非課税／10 万円以下：200 円／50 万円以下：400 円／100 万円以下：1,000 円／500 万円以下：2,000 円／1,000 万円以下：10,000 円／5,000 万円以下：20,000 円／1 億円以下：60,000 円／5 億円以下：100,000 円／10 億円以下：200,000 円／50 億円以下：400,000 円／50 億円超：600,000 円／契約金額の記載のないもの：200 円。

第 17 条（債権譲渡禁止）

甲は、乙の書面による承諾なく、本契約による債権を第三者に譲渡し、または担保に供しない。ただし、この定めに反する譲渡も、民法 466 条 2 項により、その効力を妨げられない。

第 18 条（契約の変更）

本契約の変更は、甲乙書面による合意がない限り効力を生じない。返済期間延長・利率変更等の重要変更は、必ず書面で覚書を作成する。口頭合意は無効とする。

第 19 条（不可抗力）

天災・戦争・パンデミック等の不可抗力により乙が一時的に返済不能となった場合、甲乙協議のうえ返済猶予・利率減免等の措置を講じることができる。

第 20 条（相続）

甲が死亡した場合、本契約上の貸付債権は甲の相続人に承継される（民法 896 条）。乙は相続人に対し返済義務を継続する。乙が死亡した場合、本契約上の借入債務は乙の相続人に承継される（民法 896 条。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる＝民法 939 条）。

第 21 条（管轄）

本契約に関し甲乙間で訴訟の必要が生じた場合、甲の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第 23 条（印鑑）

本契約書は甲乙各自署名押印のうえ、実印を使用する。印鑑証明書を交換し、契約書に添付する。

第 24 条（契約書の保管）

本契約書は同文 2 通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ各 1 通を保管する。

第 25 条（発効）

本契約は、甲乙署名押印の日より効力を生じる。

署名押印欄

【貸主（甲）】

住所		
氏名（実印）		㊞

【借主（乙）】

住所		
氏名（実印）		㊞

【連帯保証人（丙）】

住所		
氏名（実印）		㊞
極度額（定める場合）		

書き方ガイド

☐ ★貸付・返済は金融機関の振込で行い、記録を残す
☐ ★無利息にすると、利子に相当する金額の利益が贈与として取り扱われる場合がある（国税庁 No.4420）
☐ ★返済額・返済期間は借主の返済能力に合わせる（No.4420 は、返済能力や返済状況などからみて真に金銭の貸借であると認められる場合には、借入金そのものは贈与にならないとしている）
☐ ★毎月の返済記録（通帳コピー・振込明細）を必ず保管
☐ ★公正証書にするかは、金額や返済期間を見て検討する
☐ ★契約金額 1 万円以上の借用書は印紙税の課税文書（別表第一 第 1 号の 3）。金額に応じた収入印紙を貼り、消印する
☐ ★連帯保証人を立てるときは書面で（民法 446 条 2 項）。極度額が必須なのは不特定の債務を個人が保証する根保証（民法 465 条の 2）

贈与税に関する FAQ

Q1. 利息ゼロでも問題ない？ → 借入金が無利子などの場合には、利子に相当する金額の利益が贈与として取り扱われる場合がある（国税庁 No.4420）。贈与税（暦年課税）は、1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が 110 万円以下ならかからない（国税庁 No.4402）。

Q2. 親が子に貸す場合の上限は？ → No.4420 は金額の基準を示しておらず、返済能力や返済状況などからみて真に金銭の貸借であると認められるかで判断するとしている。

Q3. 返済を一部肩代わりしたら？ → 対価を支払わないで第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合は、その額を贈与により取得したものとみなす（相続税法 8 条。資力を喪失した場合などの例外あり）。

Q4. 期限途中で返済免除したら？ → 対価を支払わないで債務の免除を受けた場合は、その額を贈与により取得したものとみなす（相続税法 8 条。資力を喪失した場合などの例外あり）。

※ 個人が保証人となる根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務の保証）は、極度額を定めなければ効力を生じない（民法 465 条の 2 第 2 項）。本書の第 10 条のように金額が特定した借入れの保証には、この定めは適用されない。
※ 実際の運用にあたっては税理士・弁護士等の専門家にご相談ください。
※ 国税庁タックスアンサー No.4420「親から金銭を借りた場合」も参照のこと。